

余剰電力売買（非バイオマス電力分）契約書

1 件 名 浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設余剰電力売却（非バイオマス電力分）

2 履行期間 令和8年4月 1日 0時 から
令和9年3月31日24時 まで

3 契約期間 契約締結日 から 履行期間満了日 まで

4 契約単価 別紙のとおり

5 予定売却電力量 10,810,000 kWh

6 予定総金額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

7 契約保証金 本契約に係る契約保証の種類は、次のうちのいずれかとする。

- ①銀行等の金融機関の保証
- ②履行保証保険による保証
- ③契約保証金の納付

浅川清流環境組合（以下「甲」という。）と〇〇〇〇会社（以下「乙」という。）は、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設に設置する発電設備（以下「発電設備」という。）から発生する電力のうち、甲が消費する電力を除いた電力（以下「余剰電力」という。）から再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく再生可能エネルギーを除いた電力（以下「非バイオマス電力」という。）の売買について、次のとおり契約を締結する。

（余剰電力の供給）

第1条 甲は、履行期間中の発電設備における余剰電力のうち、非バイオマス電力を乙に全量売却し、乙はこれを買受け、電力量料金を支払う。

2 予定売却電力量は、運転計画の変更、焼却炉及び発電設備の運転状態または故障等により変動する場合があるが、甲は予定売却電力量を担保するものではなく、何らの義務を負うものではない。

3 履行期間内における余剰電力（非バイオマス電力分）が、予定売却電力量に比べて増減がある場合でも、甲は乙にその全量を売却するものとし、別紙の契約単価についても変更を行わないものと

する。なお、乙においてインバランス料金が発生した場合、その料金は乙の負担とし、別途インバランスに係る精算は発生しないものとする。

(受給地点等)

第2条 甲が乙に供給する電力の受給地点、電気方式、周波数等は次のとおりとし、送電上の責任分界点は、発電設備の縮小形受電設備の終端接続部接続端子と一般送配電事業者の終端接続部接続端子との接続点とする。

受給地点	東京都日野市石田一丁目 210 番地の 2
電気方式	交流 3 相 3 線式
周波数「ヘルツ」	5 0 H z
電圧「ボルト」	6 6 , 0 0 0 V
受電方式	1 回線受電

(電力供給上の協力)

第3条 甲及び乙は、この契約に係る電力の売却を円滑に行うため、電圧、周波数及び力率を正常な値に保つ等相互に協力するものとする。

- 2 甲は、乙の要求に基づき、原則として週 1 回の頻度で余剰電力送電計画を乙に提供するものとする。
- 3 余剰電力が送電計画と大きく乖離する事態が生じた場合あるいは生じる恐れがある場合は、甲は乙に対し速やかに通知するものとする。なお、甲は余剰電力送電計画に記載された内容に拘束されるものではなく、何らの義務を負うものではないものとする。
- 4 甲は、余剰電力供給の安定に努力するものとする。
- 5 本発電設備は発動指令電源（安定電源に属さない）として容量市場に参加しているため、乙が供給計画等に計上できる安定的に売電可能な容量は 1,000kW 未満とする。ただし、「供給計画等に計上できる容量」とは、常に安定して発電し得る容量を指すため、実際に乙が買い取ることができる年間電力量を制限するものではない。

(託送供給等契約)

第4条 余剰電力の供給のために別途乙と一般送配電事業者との託送供給等契約が必要となる場合は、乙は、乙の責任と負担で一般送配電事業者と適切な内容で託送供給等契約を遅滞なく締結し、同契約にかかる契約書の必要な部分の写しを甲に提出するものとする。

- 2 甲は、発電事業者として、託送供給等約款を遵守するものとする。

(小売電気事業者登録)

第5条 乙は、契約締結日から履行期間満了日までの間、電気事業法（昭和39年法律第170号）における小売電気事業者として登録されていなければならないものとする。

（発電量調整供給契約）

第6条 乙は、計画値同時同量制度における発電契約者として、甲の発電設備を含む発電バランシンググループを形成し、乙の責任と負担で一般送配電事業者と適切な内容で発電量調整供給契約を締結するものとする。なお、発電契約者とは、一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結する者をいい、甲は発電契約者にならないものとする。

2 乙は発電契約者として、計画値同時同量制度における発電計画等の各種計画を作成し、電力広域的運営推進機関に提出するものとする。

3 乙は発電契約者として、発電設備に関する発電計画と実績の差分電力量（インバランス）について、一般送配電事業者との間で生じる調整、手続き及び費用の負担を負うものとする。

（余剰電力売却又は購入の中止又は制限）

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、余剰電力の売却を中止又は制限できるものとする。

（1）一般送配電事業者の電気工作物の事故又は工事、点検、補修等により、甲が電力を供給出来ない場合

（2）甲の施設の事故又は運営上の都合による場合

（3）その他保安上の必要がある場合

2 乙は、一般送配電事業者の電気工作物の事故又は工事、点検、補修等により電力を購入できない場合、余剰電力の購入を中止又は制限できるものとする。

（損害賠償）

第8条 乙は、前条第2項に定める場合を除き、この余剰電力の売却に伴い甲若しくは一般送配電事業者及び第三者に対して損害を生じせしめた場合は、賠償の責を負うものとする。

（余剰電力量の計量）

第9条 毎月の余剰電力量の計量は、原則として一般送配電事業者の取引用電力量計を介して行うものとする。

2 一般送配電事業者の取引用電力量計とは別に、乙独自の計量装置、通信設備等を設置する場合は、甲の承諾の下、乙の責任でこれを行うものとする。

3 取引用電力量計に不具合が生じた場合は、その期間内の余剰電力量について、その都度甲、乙が協議して決定するものとする。

4 毎月の余剰電力量の計量は、第1項の取引用電力量計において、毎月1日0時00分に一般送配電事業者が行うものとし、甲及び乙は、その結果について互いに確認するものとする。

（余剰電力量の算定）

第10条 第9条により計量された余剰電力量は、次のとおり区分算定する。

(1) 再生可能エネルギー電気相当電力量（バイオマス電力量）

計量された余剰電力量の総量に対し、再エネ特措法に基づき算定されたバイオマス比率を乗じた電力量。

(2) 非再生可能エネルギー電気相当電力量（非バイオマス電力量）

計量された余剰電力量の総量から、前号の再生可能エネルギー電気相当電力量を差し引いた電力量。

(電力量料金の算定期間)

第11条 乙が甲に支払う電力量料金の算定期間は、毎月の1日から末日までの期間とする。

(系統連系受電サービス料金)

第12条 乙は、一般送配電事業者との間に、代理回収業務委託契約を締結し、系統連系受電サービス料金（以下、発電側課金）を、甲が乙を通じて支払うものとする。

- 2 甲は、発電側課金についてはその都度、甲から乙に支払い、乙から一般送配電事業者を支払う。ただし、次の場合には、一般送配電事業者が指定した金融機関を通じて払い込み等により甲から一般送配電事業者を支払うこととする。

(1) 乙から甲へ支払われる電力料金が発電側課金を下回り相殺不可となった場合に、甲と乙および乙と一般送配電事業者の間で合意がなされたとき

(2) その他、一般送配電事業者が必要と認めた場合

- 3 乙は、発電側課金、延滞利息および契約超過金を甲から受領し、一般送配電事業者に引き渡す業務を一般送配電事業者があらかじめ定める支払期日まで無償で受託するものとする。

(料金の算定及びその支払い)

第13条 乙は毎月、甲に電力量料金から発電側課金を差し引いた額を支払うものとし、その料金は、第10条及び11条によって算定された非バイオマス電力量に対して、別紙の契約単価を乗じて得た金額に、消費税相当額を加算した金額とする。なお、電力量料金は、1円未満小数点以下第2位まで有効とし、各区分の電力量料金を合計したのち、1円未満は切り捨てるものとする。

- 2 甲は、第1項により算定された料金を、検針日の属する月の15日までに乙に請求し、乙は同月末日まで（休業日の場合は、その翌営業日まで）に甲に支払うものとする。ただし、甲から乙に対する請求に遅延が生じる場合や、その他特段の理由がある場合は、別途協議のうえ料金の支払期限を定めるものとする。

(支払い遅延の場合における遅延金)

第14条 乙の責に帰すべき事由により、支払期限までに第13条に定める電力量料金が支払われない場合は、乙は、遅延金を甲に支払わなければならない。

- 2 前項の遅延金の額は、未払い額及び遅延日数に応じ、遅延日数1日につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に定める割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日に割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の

端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。) とする。

(関係法令における必要書類等の提出について)

第 15 条 甲は、電気事業法、再エネ特措法等関係法令における必要書類等を乙の必要に応じて乙に提出するものとする。

(記録)

第 16 条 甲及び乙は、電力の売却、購入について記録し、それぞれの要求により、その写しを送付するものとする。

(契約保証金)

第 17 条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号に掲げる保証のうちいずれか一の保証を付さなければならない。ただし、第 2 号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

(1) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関等の保証

(2) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(3) 契約保証金の納付

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(以下この条において「保証の額」という。)は、予定総金額の 100 分の 10 以上としなければならない。

3 第 1 項の規定により、乙が同項第 1 号又は第 2 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 契約の内容の変更により、予定総金額が 1 割を超えて増減したときは、保証の額が変更後の予定総金額の 100 分の 10 に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

(甲の契約解除権)

第 18 条 甲は、必要があるときは乙と協議のうえ、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 甲は、乙が正当な理由なく次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 期限内に第 13 条に定める電力量料金の支払をしないとき、又は支払いの見込みがないと認めたとき。

(2) 契約履行の着手を遅延したとき。

(3) 前各号のほか、乙がこの契約に違反したとき。

3 前項の規定は、乙の責任による事由により履行不能となった場合について、これを準用する。

4 本条の契約解除は、第 14 条に規定する支払い遅延金の徴収を妨げないものとする。

(契約の相手方として不適当であると認められる場合の解除)

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙又は乙の役員等若しくは使用人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であるとき、又は暴力団員等が乙の経営に実質的に関与しているとき。
- (2) 乙又は乙の役員等若しくは使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団員等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与する等、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (3) 乙又は乙の役員等若しくは使用人が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 乙又は乙の役員等若しくは使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。
- (5) 甲が発注する工事等の契約の相手方の下請負人等が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と乙が契約したと認められるとき。
- (6) 乙が、浅川清流環境組合契約における暴力団排除措置要綱（平成27年要綱第2号）第5条の規定に基づく勧告措置を受けた日から1年以内に再度勧告措置を受けたとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第20条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙に対し、違約金として予定総金額の100分の10を徴収するものとする。ただし、契約解除の事由等により当該違約金の全部または一部を徴収することが不適当と認められるときは、この限りでない。

- (1) 第18条2項、第3項または前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、第1項の規定により徴収した金額が契約解除により甲に与えた損害を補填することができないときは、その不足額に相当する金額を乙から徴収することができる。

4 第1項の場合において、第17条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(乙の契約解除権)

第21条 乙は、甲が本契約における義務を履行せず、かつ、相当な期間を定めてその履行を催告したにもかかわらず、その期間内に履行しないときは、本契約の全部又は一部の解除を請求することができるものとする。

(契約の変更)

第22条 この契約の締結後、契約内容の変更が必要となった場合は、甲、乙協議のうえ、変更することができるものとする。この場合において、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。

(権利義務の譲渡等)

第23条 乙は、この契約により生ずる権利義務を譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(資料の提供)

第24条 乙は、甲が余剰電力の売却等に関する資料を必要とするときは、その請求に応じて、これらの資料を提供するものとする。

(守秘義務)

第25条 甲及び乙は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約の履行にあたって知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本契約期間終了後、又はこの契約の解約後においても同様とする。ただし、法律その他所定の手続きにより開示する場合は、この限りでない。

(管轄裁判所)

第26条 この契約に関する訴訟は、甲の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

(運用申合書)

第27条 甲及び乙は、業務の運用を円滑に行うため、別途甲乙間で運用申合書を締結する。

(情報セキュリティポリシーの遵守)

第28条 (1) 本業務を履行するにあたって、「日野市情報セキュリティポリシー」内の「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。
(2) 甲の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」に述べる書類(様式1～様式6)を業務内容に応じて提出することとし、遵守事項中「日野市」等は「浅川清流環境組合」等に適宜読み替えるものとする。なお、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」については市ホームページの入札情報から入手できる。
(3) 本業務を履行するにあたって、重要情報(機密性2以上の情報)を取り扱う場合には、盗難・改ざん・紛失・破損等を防止するための適切な処置を講じること。また、情報漏えい等が発生した場合の報告体制も整備すること。

(障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供)

第29条 本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例（令和元年条例第42号）」に基づき、次の事項に留意すること。

(1) 障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。また、従業者に対し、障害及び障害者に対する理解を深める取組を行うよう努めること。

このほか、障害者に対してはその障害種別に応じて、適切な対応を行うこと。

(2) 差別等事案を解決するための手続きの過程で、同条例第13条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第12条の規定による「勧告」に従わないときは、市はその勧告の内容を公表することができる。

なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。

(環境により負荷の小さい自動車利用)

第30条 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

(1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

(疑義の決定等)

第31条 この契約に定めのない事項、又はこの契約書の各条項に疑義が生じたときについては、甲及び乙は誠意をもって協議し、その処理にあたるものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年 月 日

(甲) 東京都日野市石田一丁目210番地の2
浅川清流環境組合
管理者 古賀 壮志 印

(乙) 住所
氏名又は名称
代表者職氏名 印

【別紙】 契約単価一覧

契約単価は次のとおりとする。

時間帯区分		電力量単価（円/kWh）
平日昼間	夏季	〇〇円
	その他季	〇〇円
夜間及び休日		〇〇円

ただし、「夏季」とは毎年7月1日から9月30日までの期間をいい、「その他季」とはそれ以外の期間をいう。

また、「平日昼間」とは休日を除く日の午前8時から午後10時までの時間をいい、「夜間及び休日」とはそれ以外の時間をいう。

なお、「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日をいう。